

計画作成年度	令和7年度
計画主体	丹波篠山市

丹波篠山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署 丹波篠山市 農都創造部 森づくり課
所在地 兵庫県丹波篠山市北新町 41 番地
電話番号 079-552-1111(代)
FAX 番号 079-552-2090
メールアドレス mori_div@city.sasayama.hyogo.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ（以下、「シカ」という）、イノシシ、ニホンザル（以下、「サル」という）、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カラス、ツキノワグマ（以下、「クマ」という）、サギ類（コサギ、チュウサギ、ダイサギ、アオサギ）
計画期間	令和8年度～10年度
対象地域	兵庫県丹波篠山市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状				
	品目	被害面積(ヘクタール)		被害金額(千円)	
		数値	計	数値	計
シカ	水稻	1.84	3.96	2,190	5,063
	黒大豆等豆類	1.50		1,317	
	野菜その他	0.62		1,556	
イノシシ	水稻	2.20	3.61	2,618	4,095
	黒大豆等豆類	1.13		1,009	
	山の芋等いも類	0.05		153	
	野菜その他	0.23		315	
サル	黒大豆等豆類	0.20	0.55	169	909
	野菜	0.18		499	
	果樹等その他	0.17		241	
アライグマ	黒大豆等豆類	0.08	0.24	72	589
	野菜その他	0.09		381	
	果樹等その他	0.07		136	
ヌートリア	黒大豆等豆類	0.04	0.05	28	35
	野菜その他	0.01		7	
	果樹等その他	0.00		0	
ハクビシン	黒大豆等豆類	0.00	0.01	0	137
	野菜その他	0.01		137	
	果樹等その他	0.00		0	
カラス	黒大豆等豆類	0.02	0.12	15	357
	野菜その他	0.07		233	
	果樹等その他	0.03		109	
クマ	精神被害	14件（目撃情報）			
サギ類（コサギ、チュウサギ、ダイサギ、アオサギ）	生活被害	2件（糞害、騒音）			

(2) 被害の傾向

野生動物の生息状況及び被害の現状は、兵庫県による狩猟者アンケート(出猟カレンダー等)や農政協力員への野生動物の被害状況アンケート、兵庫県森林動物研究センターによる調査研究、丹波篠山市の農作物被害アンケート調査等により把握している。また、サルは、これらに加えて篠山地域個体群(京都

府丹波南管理ユニット)の生息状況調査とあわせて被害状況を把握している。

① シカ

シカによる農作物被害は、田植え直後の水稻や丹波篠山の特産物である黒大豆など主要販売作物への食害が発生しているほか、野菜への被害も発生している。

兵庫県森林動物研究センターが行う令和7年鳥獣害アンケートによると、シカ出没地域で回答のあった140農会のうち、被害が「大きい」もしくは「深刻」と回答した農会が55%と、昨年度よりも増えている(図1)。一方で、令和2年(2020年)から令和6年(2024年)における、シカの被害程度の変化(図2・図3)から、シカの出没が増えていることがみられ、侵入防止柵では塞げない河川や道路、獣害防護柵が設置されていない地域で出没が増えていると考える。シカが農地に侵入する恐れがある場所等については、有害捕獲により対応している(図7)。

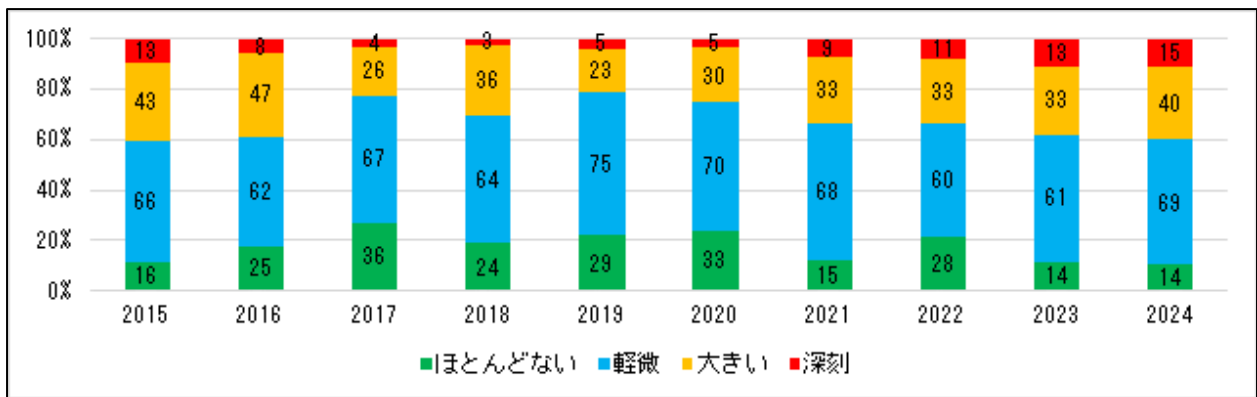


図1 シカ被害の推移(兵庫県森林動物研究センター 令和7年 鳥獣害アンケート)

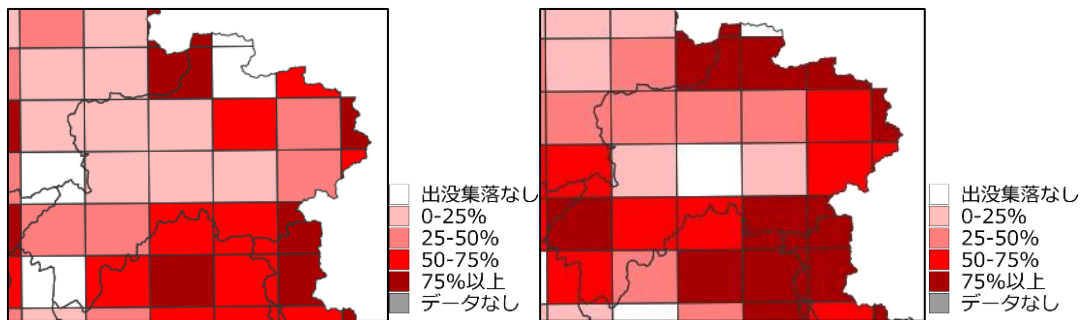


図2 シカの出没の変化(2020年度)

図3 シカの出没の変化(2024年度)

(図2~3 兵庫県森林動物研究センター 野生動物管理データ集)

② イノシシ

イノシシによる農作物被害は、水稻や篠山の特産物である黒大豆、山の芋のほか、栗など主要販売作物への食害が発生しているほか、畦畔の掘り起しなど農業施設被害も発生している。

兵庫県森林動物研究センターが行う令和7年鳥獣害アンケートによると、イノシシ出没地域で回答のあった132農会のうち被害が「大きい」もしくは「深刻」と回答した農会が45%となっている。(図4)

令和2年(2020年)から令和6年(2024年)におけるイノシシの出没程度の変化(図5・6)でも出没が増えている地域が示されており、侵入防止柵を破る、侵入防止柵では塞げない河川や道路から侵入することによる被害が増えていることなどがあげられる。イノシシが農地に侵入する恐れがある場所等については、有害捕獲により対応している(図7)。

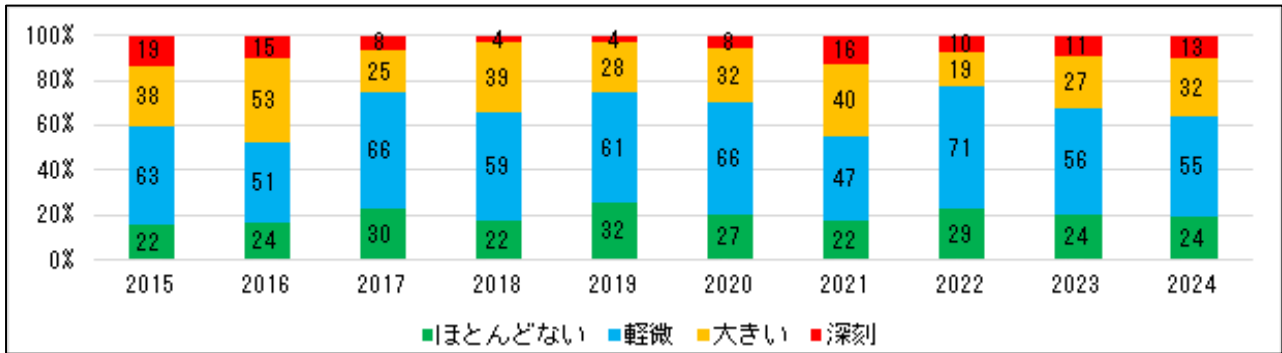


図4 イノシシ被害の推移(兵庫県森林動物研究センター 令和7年鳥獣害アンケート)

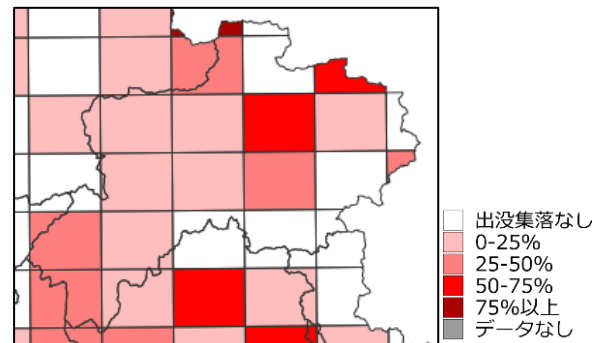
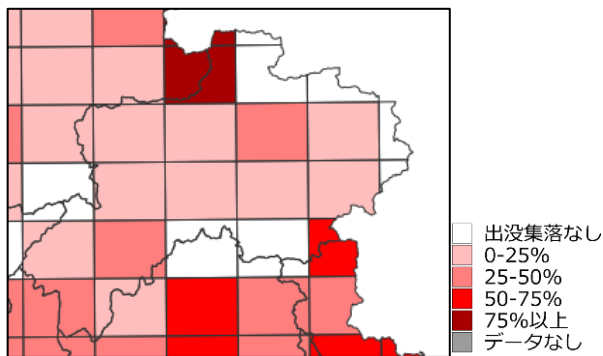


図5 イノシシの出没程度の変化(2020年) 図6 イノシシの出没程度の変化(2024年)
(図5~6 兵庫県森林動物研究センター 野生動物管理データ集)

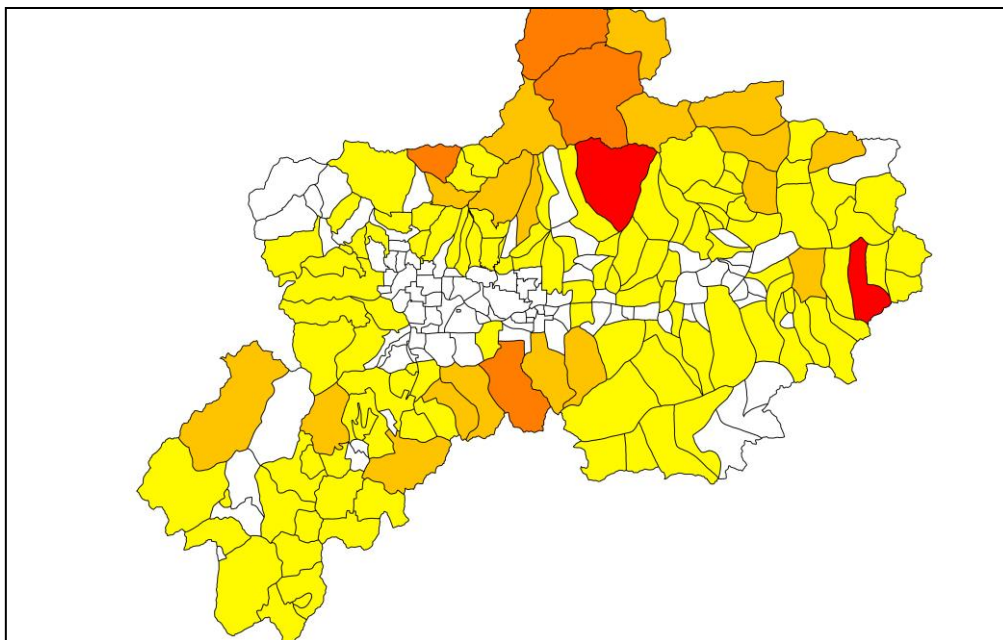


図7 シカ、イノシシの捕獲状況(令和6年度)

③ サル

令和6年度の兵庫県森林動物研究センターによる個体数調査では、市内に丹波篠山地域個体群(京都府丹波南管理ユニット)と位置づけられる5群、155頭が生息している。各群れは一定の範囲(行動圏)をもち、市域、府県域を超えて動き回っている。その範囲を定期的に動き回っているため、地域によって被害発生頻度や時期は異なっている(図8)。

被害作物は、特産の黒大豆等豆類や山の芋等いも類、野菜、果樹等多岐にわたる。また、被害額として計上されていない自家用野菜(大根、玉ねぎ、かぼちゃ、トマト、さつまいもなど)の被害も大きい。加えて、一部の人馴れの進んだ個体が家屋へ侵入するなど生活環境被害も発生しているほか、威嚇する個体も確認されている。

なお、近年は、サル用電気柵の設置や、メールによる位置情報の取得を活かした集落ぐるみの追い払い、個体数管理等によりその効果が出ているものと考えられる。特に従来から局所的に被害の激しかった集落は、サル用複合柵の設置を優先的に支援したため、集落内への出没など被害が減少する傾向にある(図9)。その一方で、これまで出没頻度が少なかった地域での出没が増えてきたことが確認されている。被害対策が進んでいない地域では、現在もサルが集落に出没してある程度の被害を受けていることから、農会や農家の意識として被害が減少したと感じるには至っていない。

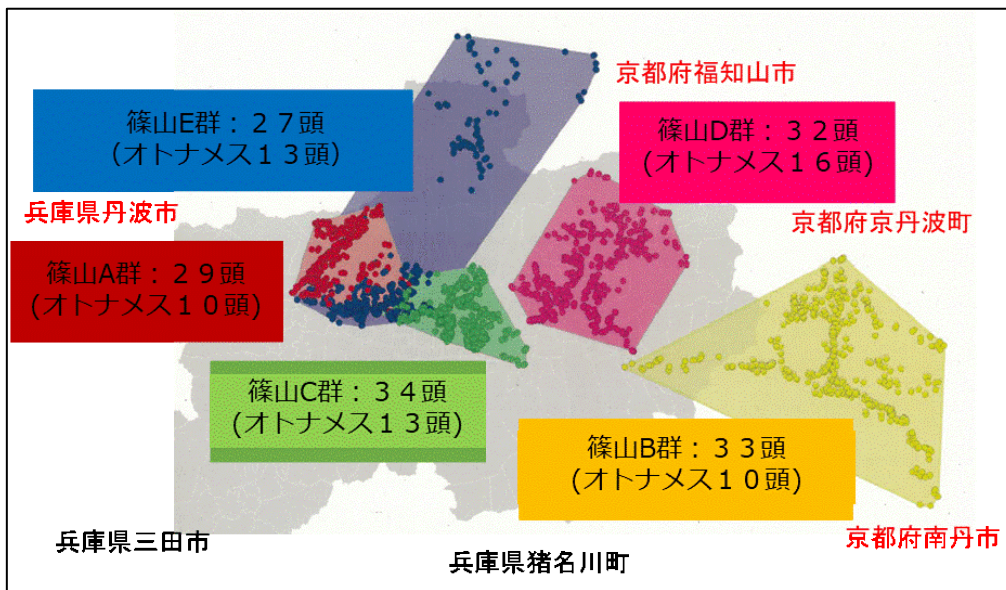


図8 篠山地域個体群(A群～E群)の行動域と個体数
(個体数：第3期二ホンザル管理計画 令和7年度事業実施計画 資料編)

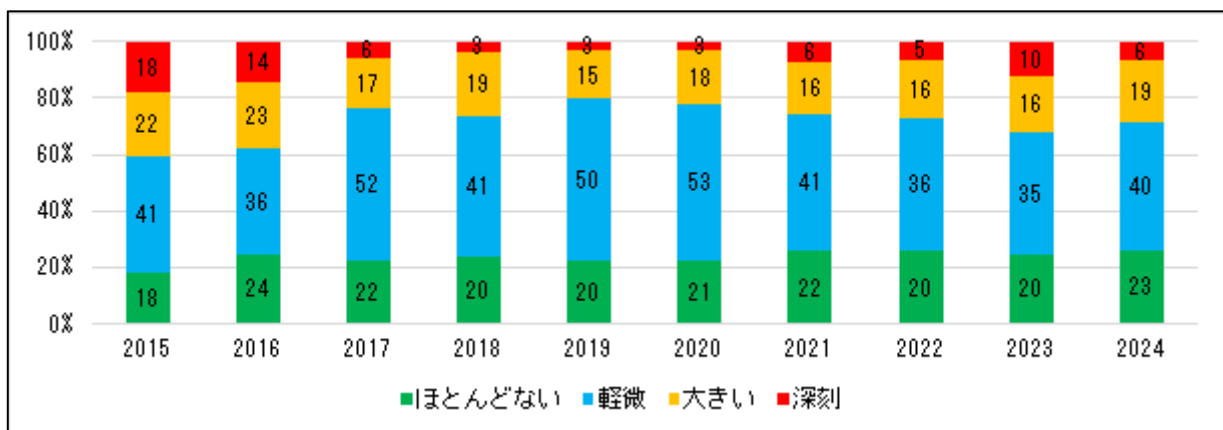


図9 サル被害の推移(兵庫県森林動物研究センター 令和7年 鳥獣害アンケート)

④ アライグマ

アライグマによる被害は特産の黒大豆等豆類、ブドウやブルーベリーなど果樹類の販売作物や自家野菜に被害が及んでいるほか、家屋の屋根裏や農業用倉庫などで営巣して生活環境被害を発生させている。

被害の範囲は市内全域に及んでおり、兵庫県森林動物研究センターが行う令和7年鳥獣害アンケート

によると、アライグマ出没地域で回答のあった155農会のうち、被害が「大きい」もしくは「深刻」と回答した農会が36%となっており、被害は増加傾向にある(図10)。また、農業被害の増減からは、東部地域を中心に大きく増加がみられる。住家の天井裏にアライグマが住み着くなど生活環境被害に関する相談が年々多くなっている(図11・12)。

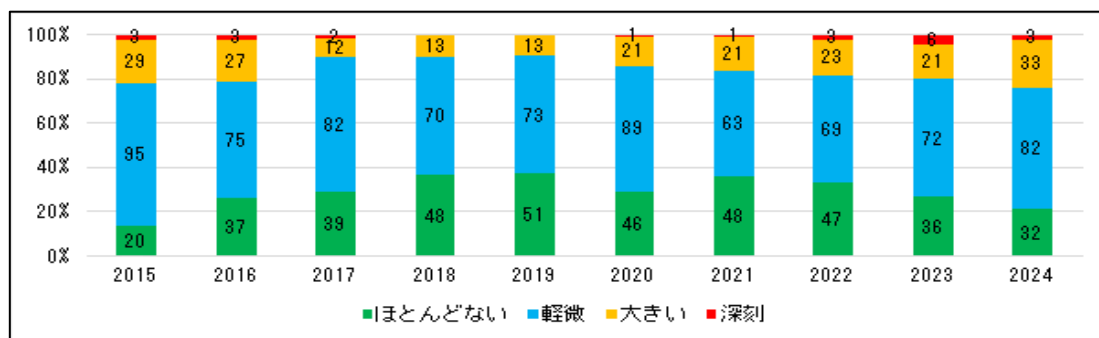


図10 アライグマ被害の推移(兵庫県森林動物研究センター 令和7年鳥獣害アンケート)

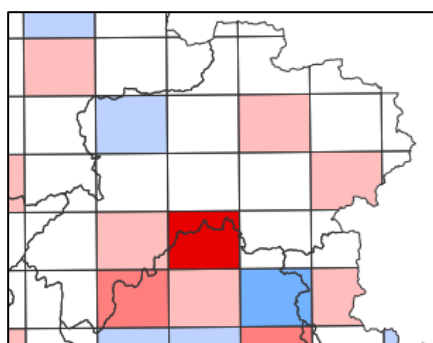


図11 アライグマの農業被害の増減(2020年)

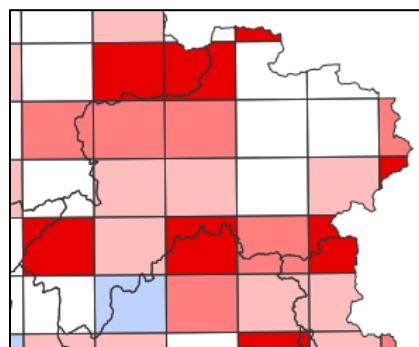


図12 アライグマの農業被害の増減(2024年)

- ⑤ ヌートリア、ハクビシン、カラス、クマ、サギ類(ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アオサギ)
 ヌートリアについては、加古川、武庫川水系等で生息しており、野菜への被害等が発生している。
 ハクビシンについては、屋根裏等への侵入により、家屋被害や騒音や悪臭などの生活被害が発生している。また、ブドウ等の果樹やトマト等の野菜への被害も発生している。
 カラスについては、野菜等の被害が発生している。
 クマについては、集落内に出没するなど、周辺住民の精神的な被害が発生しており、近年、目撃及び痕跡情報が増加している。
 サギ類については、集落付近の大木等に集団営巣し、糞尿や大きな鳴き声による生活被害が発生しており、被害対策の相談が増えている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和6年度)		目標値(令和10年度)	
	被害面積	被害額	被害面積	被害額
①水稲、黒大豆等の被害面積及び被害額(シカ、イノシシ、サル等)	8.56 ^{ヘクタール}	11,185千円	7.7 ^{ヘクタール}	10,067千円
②サルによる被害程度の「深刻」及び「大きい」の回答割合	深刻、大きい 25%		深刻、大きい 20%	
③アライグマ等による被害程度の「深刻」及び「大きい」の回答割合	深刻、大きい 36%		深刻、大きい 30%	

※ ①は、丹波篠山市が実施した「令和7年度 被害面積アンケート」の集計結果

※ ②③は、兵庫県森林動物研究センターが実施した「令和7年鳥獣害アンケート」の集計結果

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	(捕獲体制の整備) <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による対象鳥獣の有害捕獲 ・新規狩猟免許取得者に取得経費を助成(一定条件あり) ・狩猟体験会等による捕獲従事者の確保 ・アライグマ等防除計画(外来生物法)を策定し、市民等による捕獲を実施 ・市によるサルの個体数管理及びサル捕獲支援員の設置 ・広域協議会でのサル捕獲情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲に従事する実施隊員の高齢化、銃猟に従事する者の確保 ・被害農家の捕獲への依存度が高まっている
	(捕獲器材の導入) <ul style="list-style-type: none"> ・技適ドッグマーカ―及び業務用無線機の貸与 ・ICT捕獲わなの導入 ・センサーカメラを用いた対象鳥獣の捕獲時の行動確認及び出没状況、被害発生状況の確認 ・捕獲通知システム機器の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT捕獲わなの安定した運用・管理体制の構築 ・新たな技適ドッグマーカ―の確保またはLTEを活用したドッグマーカ―の確保
	(捕獲鳥獣の処理方法等) <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊と食肉等処理加工施設の連携による食用肉等への活用体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者の止め刺し技術の向上 ・施設の受入れ支援
防護柵の設置等に関する取組	(侵入防止柵の設置) <ul style="list-style-type: none"> ・金網柵(侵入防止柵)設置 約460km ・サル用電気柵設置 約130km ・ワイヤーメッシュ柵 約6km ・シカ、イノシシ用電気柵 約3.5km ・グレーチング 約35㎡ ・金網柵等維持管理研修会 ・各獣種の被害対策基礎研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・金網柵及びサル用電気柵の維持管理意識の向上 ・電気柵の正しい知識の普及 ・設置費用と守るべき農業収入等との費用対効果の向上 ・点検と修繕の担い手確保
	(追払い、追い上げ活動) <ul style="list-style-type: none"> ・広域協議会での近隣市町との被害対策情報の共有 ・被害農家や被害集落代表を対象とした防除研修会 ・サル被害集落に対する出前講座(サル等の生態の学習、追い払い技術の実習、追い払い作戦地図の作成) ・動物駆逐用煙火保安手帳取得講習会 ・サル群れ位置情報メール配信による群れ情報の提供 ・電動エアガン等の貸与・追い払い犬育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・単体集落や広域団体が主体となっていく効果的な追い払い方法の普及 ・追い払いの集落間連携の促進
	(放任果樹の除去等) <ul style="list-style-type: none"> ・都市住民等による柿の収穫体験イベント(さるはた合戦) ・集落による放任果樹の伐採支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落の少子高齢化による収穫人材の不足 ・柿等の利用価値の向上

	・柿木の剪定研修会	
	(対象鳥獣の処理) ・シカ、イノシシは原則、市内加工施設へ搬入により、有効活用する	・シカ、イノシシの食肉利用率の向上 ・豚熱陰性イノシシの利用推進
生息環境管理 その他の取組	(緩衝帯の設置) ・野生動物共生林整備事業 ・林辺整備活動支援事業 ・獣害ベルト緊急整備事業 (生息状況調査) ・熱感知ドローンを活用したシカ、イノシシ等の生息状況調査	(緩衝帯の設置) ・集落の少子高齢化による整備人材の不足 ・多数にわたる地権者及び不在村所有者の同意の取り付け ・所有境界が不明瞭 ・伐採木の搬出と活用 ・高齢化等により整備後の維持管理が困難(生息状況調査) ・獣種の判別など精度の向上

(5) 今後の取組方針

①被害対策の推進体制

丹波篠山市では、丹波篠山市獣がい対策推進協議会を中心に、対象鳥獣の計画的な有害捕獲を継続実施する。また、協議会を構成する組織及び関係機関で組織する「被害対策支援チーム」で、引き続き被害農家、自治会や農会が自ら取り組む被害対策を指導・支援し、確実に被害を防ぐことができる獣害に強い地域づくり・集落づくりに取り組む。

また被害対策支援チームの構成機関で協力し、対象鳥獣の生息状況調査と被害実態を継続的な調査を実施するほか、被害対策の効果等を検証し、取り組みの改善を図ることにより、一層効果的かつ計画的な鳥獣被害対策を推進する。さらに、野生動物の被害を受ける地域が、被害対策を前向きに行える環境・体制を整備し、そうした地域が安定して農業に取組め、地域が活性化する対策を推進する。

熱感知センサー搭載のドローンを活用したシカやイノシシ等の生息状況調査により、効果的な捕獲活動に取り組む。

また、広域で行動しているサルの地域個体群については、大丹波地域サル対策広域協議会を中心に、構成する近隣市町と協力してサル群れの個体数の把握や生息状況調査を行う。さらに、協議会構成市町で、被害状況や捕獲等に関する情報を共有して、広域的かつ一体的な被害対策に取り組む。

②取り組み内容

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	シカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵等の効果的な設置方法及び安全対策等の普及啓発・指導 ・センサーカメラ、ドローン等ICT技術を用いた被害発生や柵の効果の把握、対象鳥獣の行動把握 ・携帯通信を使ったドッグマーカーの実証実験 ・集落による捕獲体制のための技術的・経済的支援及び指導 ・侵入防護柵との一体整備も含めた緩衝帯(バッファゾーン)整備と広葉樹林の整備を実施 ・放棄果樹対策など集落環境整備のための技術的指導 ・官学連携やNPO法人等との連携による鳥獣被害対策をきっかけにした地域活性化(獣がい対策)に関する取り組み ・連携協定先(島根県美郷町・NPO法人里地里山問題研究所)との対策技術、情報共有、人材の交流をとおした獣がい対策の推進

		<ul style="list-style-type: none"> ・不嗜好性作物栽培など新しい取り組みの実証 ・丹波篠山市森林整備計画の鳥獣害防止森林区域を中心に森林に樹木を植栽する場合は、シカによる食害防止のための単木保護ネット等を設置 ・関係人口と連携した地域の負担を軽減する侵入防止柵の点検と修繕の推進 ・多面的機能支払交付金等を活用した侵入防止柵の推進
	サル	<ul style="list-style-type: none"> ・発信器を用いたサル地域個体群の生息状況調査及び電子メール等を用いた被害集落等への情報提供 ・集落による追い払い体制のための技術的指導 ・追い払い犬の育成支援 ・緩衝帯(バッファゾーン)整備と広葉樹林の整備を実施 ・有効な追い払い実施集落の増加による加害レベルの低減のため、被害集落(農家)による追い払い体制整備のための研修会開催 ・柿など管理されない果樹の伐採と果実の有効活用の推進によるサルを人里に寄せ付けない取り組み推進 ・ドローンを活用した追い払い実証実験
	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・アライグマによる被害対策のための研修会の開催 ・被害防除のための市民等への技術的指導 ・捕獲器材の整備のための経済的支援
	ハクビシン	侵入防止柵の設置など農業被害対策指導、家屋侵入路遮断の指導
	ヌートリア	農地への侵入経路調査など農業被害対策指導
	カラス	鳥害に有効な農作物被害対策の指導
	クマ	クマの目撃情報等に基づく被害状況調査及び人里に寄せ付けない対策指導及び普及啓発
	サギ類	集落付近に集団営巣するサギ類に対し、ドローンを活用した追い払いの実証実験、営巣木に生息する個体数を減らすための卵の採取

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣による農作物被害を受けた集落からの要望に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律や兵庫県第13次鳥獣保護管理事業計画、市が定める許可基準に照らし、対象鳥獣及び地域の地理に詳しい「鳥獣被害対策実施隊員」による有害捕獲を実施して被害防止に努める。

なお、有害捕獲を推進する上で対象鳥獣捕獲員にライフル銃を所持させる場合がある。

サルは、京都府・兵庫県それぞれのサル管理計画に基づく個体数管理等を実施するため、京都府・兵庫県間の情報共有を密にするとともに、広域的な生息状況調査を元に被害軽減のための計画的な捕獲を、地元猟友会の協力も受けながら、鳥獣被害対策実施隊員による有害捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	シカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲に従事する者の確保・育成 ・侵入防止柵と一体的に効果を発揮させる取り組み ・捕獲個体の適切な処理及び食用肉等としての有効活用 ・捕獲に必要な資機材(捕獲わな、ICT技術)の有効活用 ・丹波篠山市森林整備計画の鳥獣害防止森林区域を中心に、シカによる林相被害防止も目的とした捕獲を実施 ・箱わなの見回りやえさやりを農家等が行うなど、現場指導を行いながら捕獲従事者の負担を軽減する捕獲体制を構築する。 ・三木市吉川町にある兵庫県立総合射撃場等において、銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。 ・狩猟体験会の開催や捕獲従事者への狩猟免許に係る費用支援等により、捕獲従事者の確保に努める。
	サル	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府・兵庫県それぞれのサル管理計画に基づく個体数管理等を実施するため、大丹波地域サル対策広域協議会等により京都府と兵庫県間の連携強化 ・広域的な生息状況調査及びその情報に基づく捕獲のための計画 ・サル捕獲活動員による捕獲活動 ・大丹波地域サル対策広域協議会が取り組むサル位置情報配信システム(サルイチ)を活用し、煙火等を用いた住民主体の追い払い活動の推進
	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・外来生物法による「丹波篠山市アライグマ・ヌートリア防除実施計画」に基づく講習会を受講した捕獲従事者による捕獲

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

a. 捕獲計画数等の設定の考え方

① シカ

捕獲計画数は兵庫県のシカ管理計画で定めた内数とするが、同計画に掲げる本市の目標頭数は狩猟期とあわせて1,900頭であることから、管理計画の捕獲目標を達成するため、狩猟期に関しては狩猟期捕獲拡大事業等を活用して捕獲を推進する。

② イノシシ

兵庫県が策定する「イノシシ管理計画 令和7年度事業実施計画」では、県内の生息密度や目撃効率の高い地域においては、引続き強い捕獲圧をかけていくとしている。管理計画自体には、イノシシは個体数変動が激しい動物で、自然増加率や生息個体数の推定誤差が大きく、直接的な年間捕獲目標は設定されていないが、本市の令和6年度の有害捕獲実績に基づいた目標頭数を設定する。また、人の日常生活圏に侵入、または侵入する恐れが大きい等、緊急銃猟の4条件が揃った場合は緊急銃猟を実施する。

③ サル

兵庫県が策定するサル管理計画において、捕獲方法については、各群れの加害レベルのほか、群れを構成する個体数、地域個体群の中での群れの配置状況(群れの分布が連続しているか、孤立しているか)を考慮して選択することとしている。

地域個体群維持のために、管理計画が示している群れごとのオトナメスの頭数に合わせた個体数調整を

行う。ただし、過度に人を威嚇したり、人家へ侵入したりするなど、人身被害を発生させる危険性の高いオトナメスは、これらの危険回避するため対象個体と特定して捕獲を行う。

④ アライグマ

特定外来生物に指定されているアライグマは地域からの根絶が望ましいが、生息範囲が市内全域に広がっており短期間での排除は困難なため、被害の低減、個体数の減少を目標とした捕獲頭数を設定する。

そのほか、被害の低減、個体数減少のため、外来生物法による「丹波篠山市アライグマ・ヌートリア防除実施計画」に基づき市民による積極的な捕獲を推進する。

⑤ ヌートリア、ハクビシン、カラス

被害の低減、個体数の減少を目標とした捕獲頭数を設定する。

⑥ クマ

兵庫県と協議し、被害対策を実施したうえで、生活被害や農業被害をくり返し及ぼす個体を捕獲する。また、人の日常生活圏に侵入、または侵入する恐れが大きい等、緊急銃猟の4条件が揃った場合は緊急銃猟を実施する。

⑦ サギ類（ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アオサギ）

生活被害を及ぼす場所でサギ類を営巣させないための追い払い及び営巣するサギ類の減少を目的とした卵の採取とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等
	令和8年度～令和10年度
シカ	各年度、有害捕獲で750頭
イノシシ	各年度、有害捕獲で300頭
サル	<p>「兵庫県ニホンザル管理計画」と整合をとりながら、追い払いしやすい群れのサイズ(群れあたりおおむね20頭～30頭)にすることを目標に、計画的に捕獲する。</p> <p>ただし、オトナメス※1が15頭以下にならないよう配慮する。なお、被害防止のためやむを得ない場合は、オトナメスが15頭以下になる場合であっても問題ある個体※2を識別してオトナメスを捕獲する。</p> <p>※1 オトナメス以外(ワカモノ、コドモのメス、オス)は捕獲の対象となる。 ※2 問題ある個体とは、過度に人を威嚇したり、人家に侵入したりするなど人身被害を発生させる危険性の高い個体を指す。 ※兵庫県ニホンザル管理計画の年度事業計画が修正された場合は、同計画に準じて捕獲を行う。</p>
アライグマ	各年度、有害捕獲で200頭
ヌートリア	各年度、有害捕獲で10頭
ハクビシン	各年度、有害捕獲で50頭
カラス	各年度、有害捕獲で100羽
クマ	必要最小限
サギ類（ダイサギ・チュウサギ・コサギ・アオサギ）	営巣するサギ類の減少を目的とした必要最小限の卵の採取

捕獲等の取組内容
対象鳥獣による農作物被害等が発生した自治会長及び農会長からの有害鳥獣捕獲依頼に基づき、銃器、箱わな等による捕獲を実施する。銃猟は依頼のあった地域に事前に連絡のうえ、猟犬を使った銃猟を実施する。市内の箱わなの設置は、鳥獣被害対策実施隊員に命令し、各隊員が土地所有者や自治会等と連携しながら捕獲活動に取り組む。実施時期は、原則、狩猟期間を除く期間とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取り組み内容
鳥獣被害対策実施隊員が、有害捕獲期間中に銃猟を行う際、地理的に遠方から対象鳥獣を仕留める必要があり、民家等から十分に距離が離れており、安全が確保できる場所においてライフル銃による捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	なし

4. 侵入防止柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

シカ・イノシシを対象とした侵入防止柵(金網柵)は、令和3年度までに約460km整備が完了し一定の被害防止効果が見られているが、これまで被害が少なかった地域や新規就農者など新たな農業担い手からの要望が増えていることから、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、下記計画により侵入防護柵を新たに整備する。また、捕獲と一体的に効果を発揮させることを考慮する。

サル用複合柵は、令和6年度までに約130km整備が完了し、一定の被害防止効果が見られているが、サルの出没状況の変化に伴い、これまで被害がなかった地域での対策が必要となっていることから、下記計画により侵入防護柵を新たに整備する。

侵入防止柵を設置した集落には、既設の金網柵、サル用複合柵の維持管理手法等の普及啓発・指導による支援を現場確認等により積極的に行い、多面的機能支払交付金等の財源を活用し、各集落等が柵の効果を維持できる体制を整備する。また、意欲のある地区には、関係人口を呼びこみ、侵入防止柵の点検等をきっかけに地域活性化にもつなげる「獣がい対策」に取り組む。

侵入防止柵は、出没や農作物被害の発生状況、地元住民の意向や維持管理の方法等を確認し、被害の実態に応じた整備を進める。

対象鳥獣	整備内容		
	R8年度	R9年度	R10年度
シカ、イノシシ	金網柵・地際補強 延長：2,900m 高さ：1.8m	金網柵・地際補強 延長：2,000m 高さ：1.8m	金網柵・地際補強 延長：2,000m 高さ：1.8m
	電気柵 延長：10,000m 電線：5本線	電気柵 延長：5,000m 電線：5本線	電気柵金網柵 延長：5,000m 電線：5本線
	ワイヤーメッシュ柵 延長：44,000m 高さ：1.8m	ワイヤーメッシュ柵 延長：10,000m 高さ：1.8m	ワイヤーメッシュ柵 延長：10,000m 高さ：1.8m

	複合柵（電気 4 段・ワイヤーメッシュ柵） 延長：2,000m 高さ：1.2m	複合柵（電気 4 段・ワイヤーメッシュ柵） 延長：2,000m 高さ：1.2m	複合柵（電気 4 段・ワイヤーメッシュ柵） 延長：2,000m 高さ：1.2m
	グレーチング 面積：35 m ²	グレーチング 面積：30 m ²	グレーチング 面積：30 m ²
サル	複合柵 延長：9,500m 仕様：おじろ用心棒	複合柵 延長：5,000m 仕様：おじろ用心棒	複合柵 延長：5,000m 仕様：おじろ用心棒

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
シカ、イノシシ	地域住民等による点検及び破損個所の修繕	地域住民等による点検及び破損個所の修繕	地域住民等による点検及び破損個所の修繕
サル	地域住民等による点検及び破損個所の修繕	地域住民等による点検及び破損個所の修繕	地域住民等による点検及び破損個所の修繕

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

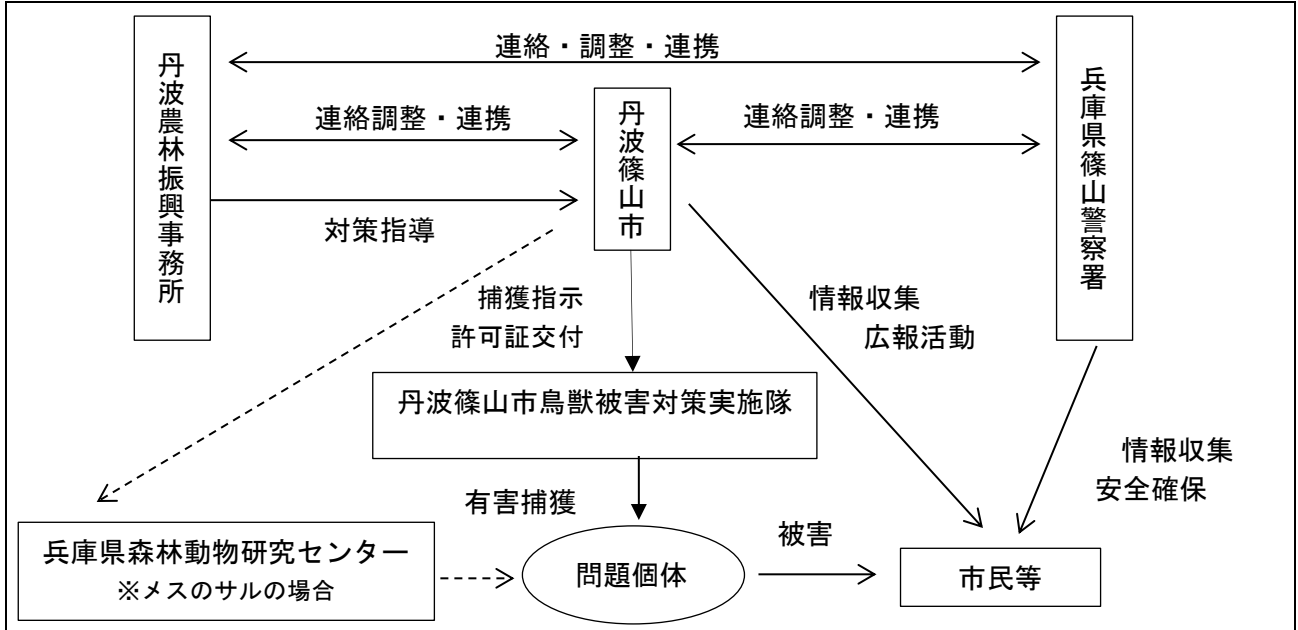
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8～10 年度	サル シカ・イノシシ サギ類	柿・栗など放任果樹の除去 緩衝帯の設置（野生動物共生林整備、獣害ベルト緊急整備事業） 追い払い等の講習会の実施 ドローンなど ICT 機器を活用した追い払い 熱感知センサーを搭載したドローンによる生息状況調査 ドローンなど ICT 機器を活用した追い払い

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
丹波篠山市	情報収集、連絡調整、広報活動、有害捕獲の依頼等、鳥獣被害対策実施隊による捕獲
丹波篠山市猟友会	有害捕獲の実施
兵庫県丹波農林振興事務所	連絡調整、対策指導
兵庫県森林動物研究センター	捕獲・追い払い活動に対する指導・助言生態等に関する情報提供
兵庫県篠山警察署	情報収集、現場付近での安全確保等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

(1) シカ、イノシシ

狩猟期のイノシシは従来から食用肉として活用され、名物「ぼたん鍋」として観光資源ともなっているが、有害捕獲した夏季のイノシシの多くは埋設してきた。また、シカはこれまで食用肉とする食文化がなかったため、狩猟、有害捕獲ともに埋設が中心であった。平成30年度からは夏季のイノシシとシカについても、捕獲個体の食肉加工処理施設への搬入体制を整備し、食肉利用を進めている。

今後も実施隊員が捕獲した個体については、原則市内加工施設への搬入を促進し、積極的な有効活用を図る。ただし、豚熱感染確認区域内で捕獲されたイノシシについては、加工施設への搬入ができないため、兵庫県策定の「死亡野生イノシシ発見時及び豚熱あるいは、アフリカ豚熱が確認された時の野生イノシシの捕獲対応マニュアル」等に基づき、捕獲従事者による靴底や車両への消毒の徹底等の防疫措置を実施し、捕獲個体は豚熱感染確認区域外に持ち出さず埋設処分とする。また、埋設処分が難しい場合は防疫措置を講じたうえで焼却処分とする。

PCR検査により豚熱陰性と判定されたイノシシについては、兵庫県等関係機関の指導の下、豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（令和3年4月農林水産省通知）」、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和2年3月環境省・農林水産省通知）」に基づき利用を推進する。

(2) サル

殺処分した個体は、兵庫県森林動物研究センター等に提供して、今後の被害対策等のための検体とするほか、それ以外の個体は焼却する。

(3) アライグマ・ヌートリア

実施隊員が捕獲した個体については埋設処分とする。また、外来生物法による「丹波篠山市アライグマ・ヌートリア防除計画」に基づき捕獲した個体については、指定の場所で炭酸ガスや電気止め刺し機で安楽死処分を行った後、焼却する。また、必要に応じて兵庫県森林動物研究センターに提供して、栄養状態、繁殖状況、性比、年齢構成等を分析、対象鳥獣の保護管理に資する材料とする。

(4) ハクビシン・カラス

埋設処分とする。

(5) クマ

有害捕獲で殺処分した個体については、兵庫県森林動物研究センターがモニタリング調査した後、捕獲者が埋設、自家消費、処理加工施設搬入により処分する。

(6) サギ類 (ダイサギ・チュウサギ・コサギ・アオサギ)

採取した卵は埋設または焼却処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

冬季のイノシシ肉はぼたん鍋等として活用され観光資源となっているが、新たに夏季のイノシシ及びシカ肉が観光資源となるよう、丹波篠山市猟友会及び市内の食肉処理加工業者、外食・宿泊施設、兵庫県や丹波篠山観光協会等と連携を強める。ただし、豚熱感染確認区域内におけるイノシシの食肉利用はできないため、豚熱陰性野生イノシシの利用体制の構築を進める。

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品・ペットフード	実施隊員が捕獲したシカやイノシシについては市認定加工施設へ積極的に搬入している。有害捕獲頭数の50%以上は、食肉やペットフードへの有効活用を推進する。
皮革	市認定加工施設に搬入されたシカ等の皮革の利用方法を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	市認定加工施設に搬入されたシカ等を上記以外の用途に利用できないか検討する。

(2) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

市認定加工施設と連携し、処理加工に意欲がある者から相談等があった場合は、捕獲から搬入までのノウハウや衛生管理の知識等の提供を随時行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

① 市単独

協議会の名称	丹波篠山市獣がい対策推進協議会
構成機関の名称	役割
丹波篠山市森づくり課	協議会の庶務、連絡調整 被害状況の調査、被害対策指導など 捕獲従事者の人材確保、育成 サルの生息状況調査、有害捕獲 被害対策支援チーム
丹波ささやま農協	被害対策につなげる営農指導 被害防止資材の販売など 被害対策支援チーム
丹波篠山市猟友会	対象鳥獣の有害捕獲、鳥獣被害対策実施隊員候補の推薦
丹波篠山市自治会長会	被害対策の実践など
先進的な取り組みをする集落等	先進的・モデル的な被害対策の実践など
NPO法人里地里山問題研究所	農家等への被害対策指導助言、情報提供など 獣害対策をきっかけにした集落の魅力づくりに関する取り組み 被害対策支援チーム

② 広域連携

協議会の名称	大丹波地域サル対策広域協議会
構成機関の名称	役割
福知山市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
南丹市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
京丹波町	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
丹波市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
丹波篠山市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援

(2) 関係機関に関する事項

① 市単独

関係機関の名称	役割
兵庫県丹波農林振興事務所	情報提供、指導助言など 野生動物共生林整備等の森林整備 生息地(森林)管理の指導、支援 被害対策支援チーム
兵庫県丹波農業改良普及センター	農家への被害対策指導助言、情報提供など 被害対策支援チーム
兵庫県森林動物研究センター	被害対策に関する指導・助言 生態等に関する情報提供 被害対策支援チーム
丹波篠山市農都政策課	農家への被害対策指導助言、情報提供など 被害対策支援チーム
神戸大学	官学連携による調査研究など 獣害対策をきっかけにした集落の魅力づくりに関する取り組み 被害対策支援チーム

② 広域連携

関係機関の名称	役割
京都府南丹広域振興局	捕獲・被害防除等の情報提供、技術指導
京都府中丹広域振興局	捕獲・被害防除等の情報提供、技術指導
京都府農林水産技術センター	捕獲・被害防除等の情報提供、技術指導
兵庫県丹波農林振興事務所	捕獲・被害防除等の情報提供、技術指導
兵庫県森林動物研究センター	捕獲・被害防除等の情報提供、技術指導
NPO法人里地里山問題研究所	捕獲・生息状況調査及び情報提供、追い払い、防護柵設置等の 技術指導、ICT用いた被害対策ツールの提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年度に職員による鳥獣被害対策実施隊(以下、「実施隊」という。)を設置し、隊員による柵の点検・設置・維持管理方法の指導、被害状況の調査、被害農家等からの相談対応、研修会の開催による集落ぐるみの追い払い、被害対策方法の指導、電気柵の安全対策など被害防除活動を行っている。

なお、サルについては、実施隊員による捕獲のほか、生息状況調査とそれに基づく被害防止のため、

電子メールで群れの位置情報発信を行っている。

平成 29 年度から被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる丹波篠山市猟友会員等を鳥獣被害対策実施隊員（以下、「実施隊員」という。）に任命して、対象鳥獣の捕獲等の被害対策の充実に努めるとともに、サル被害対策においては、近隣市町の実施隊とも連携して被害対策を行っている。

なお、集落と実施隊の協働による被害防除や有害捕獲の取組みを通して、実施隊員の確保、育成等実施隊の体制強化を図り、そうしたモデル集落をつくっていく。

兵庫県立総合射撃場と連携し、射撃講習やわな講習を行い、実施隊員の育成や技術向上に努める。

（４） その他被害防止施策の実施体制に関する事項

丹波篠山市獣がい対策推進協議会の構成機関が相互に協力し、被害対策を円滑に遂行するため「被害対策支援チーム」を組織している。被害対策支援チームは、被害集落の点検等に基づく対象鳥獣の生息実態と被害実態等を把握し、市獣がい対策推進協議会は情報を提供するとともに、適切な被害防止計画の立案と円滑な実施を支援する。また、被害対策支援チームは、被害防止計画の円滑な実施を図るため、定期的に会合を開き、被害対策の進捗状況をチェックすると共に、当該被害対策にかかる情報の交換共有を図る。

平成 29 年度から、近隣市町で行動しているサルの対策として、近隣 5 市町が連携して対策が講じられるように、大丹波地域サル対策広域協議会を設立。各市町の被害対策実施隊員が、定期的に連絡会議で当該被害対策にかかる情報等の交換・共有を図っている。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

丹波篠山市森林整備計画において、シカを対象鳥獣とした鳥獣害防止森林区域を設定している。農林業被害防止のため、積極的に実施隊や猟友会による捕獲を実施し、広域的かつ効果的な森林被害対策を行う。